

古河市「ラーケーション」実施要項

古河市教育委員会

1 「ラーケーション」とは

児童生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日です。

2 内容

年5日以内に限り、保護者の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定することができます。

3 保護者への周知について

4月に別紙1（ラーケーションカード）、別紙2（ラーケーションパンフレット）を別紙3（保護者宛）とともに配付願います。

4 申請方法について

①保護者は、体験実施の1週間前までに、別紙1「ラーケーションカード」を記入し、担任に提出します。

②担任は、①のカードの「学校チェック欄」の欄にサインします。

③担任は、②のカードを1部コピーし、コピーしたものを取得年度内保管します。

④担任は、②のカード（原本）を保護者に渡し、申請受理完了となります。

※未記入の「ラーケーションカード」については、教室等に置くなど、児童生徒が必要に応じて持ち帰れるように、ご対応願います。

5 「ラーケーション」の出欠の扱いについて

①「ラーケーション」を取得した児童生徒は、出席停止・忌引き等の扱いとします。

（要録出欠の記録備考欄に「ラーケーション」と明記する）

②年度内最大5日間となります。（連続でも分散でも可とする。日単位）

6 「ラーケーション」を設定できない日（期間）

①学校行事が実施される日（文化祭、体育祭、合唱コンクール、校外学習、宿泊を伴う行事）

②定期テストが実施される日及びテスト前部活動停止期間（中学校）

③その他学校で定める日

7 給食の取扱いについて

ラーケーション取得日（期間）の給食を止めることはできません。

付則 令和6年4月1日より施行